

熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における
論文提出による博士の学位に関する申合せ

「熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における論文提出による博士の学位に関する細則」（以下「細則」という。）及び熊本大学学位規則（以下「学位規則」という。）の適用に関して、次のとおり申し合わせる。

1 学位論文の審査手続日程

学位論文の審査手続日程は、次の表に掲げるとおりとする。

審査手続	期 限		備 考
	第1期	第2期	
学位申請資格の審査申請	2月第1週金曜日	7月第1週金曜日	
学位申請資格の審査	2月中旬	7月中旬	教務委員会
学位の申請	4月15日	10月15日	
審査委員会設置	4月下旬	10月下旬	教授会
最終試験・論文発表会	6月末日	1月末日	審査委員会
論文審査等の結果報告	6月末日	1月末日	審査委員会
学位授与の判定	7月下旬	2月下旬	教授会
学位授与	9月	3月	

※同日が休業の場合は、直後の平日とする。

2 学位論文の審査

- (1) 論文の提出があり、学長から本教育部に審査を付託された場合、細則第5条の規定に基づき、審査委員会を設置するものとする。
- (2) 審査委員会は学位論文審査及び細則第6条、第7条並びに第8条に規定する最終試験等、公开发表会及び学位審査結果報告書の提出を遅くとも次期の期限までに完了するものとする。

3 学位論文審査手数料の免除

学位規則第4条第2項ただし書により、退学したときから1年以内に論文を提出した者には審査手数料を免除する。

4 試問の一部免除

学位規則第9条の規定により、本課程に所定の修業年限以上在学し、学位論文の予備審査に合格して所定の単位を取得して退学した者が、退学から3年以内に論文を提出した場合は、細則第6条第2項に規定する試問を免除する。

- 5 この申合せは、平成20年12月24日から実施する。ただし、実施日以前に申請された論文については、なお従前の例による。

附 記

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。